平成29年3月22日

〒 464-0067 名古屋市千種区池下 1-10-8 リベルテ池下1F

株式会社 minim

融

愛知労働局長

企業内人材育成推進助成金支給決定通知書

平成28年7月29日 付けで申請を受け付けた企業内人材育成推進育成助成金について、

下記のとおり支給することに決定しましたので、通知します。

記

1 支給決定年月日

平成29年3月22日

2 支給決定番号

笙

28-15-703 号

3 支給決定額

650,000 円

4 その他

*金融機関口座に振り込まれるまでにはある程度期間を要しますので御了承ください。

注意事項

- ① 助成金の支給に関して、労働局及び会計検査院が行う調査又は検査に協力いただく場合があります。 なお、調査又は検査の際に求められた書類等を提示又は提出できない場合には、助成金の返還等を 求める場合があります。
- ② 助成金の支給申請に当たって労働局に提出した申請書類、添付書類等の原本等については当該助成金 の最後の支給日の属する年度から起算して5年間整理保管してください。
- ③ 不正曼給は犯罪です。偽りその他の不正行為により支給を受け、または受けようとした場合は、 支給決定の取消しまたは支給金額の全額の返還(年5%の利息を加算)を求めます。 また、当該助成金を受け、又は受けようとした日以後、当該助成金及び雇用保険二事業に関する全ての 助成金を3年間支給できません。

特に悪質なケースは、詐欺罪として刑罰に処される場合もあります。

企業内人材育成推進助成金は、政治資金規正法第22条の3第1項による客附制限の例外(試験研究、調査又は 災害復旧に係るものその他性質上利益を伴わないもの)に<u>該当するもの</u>と判断しています。

※ 寄附制限の例外に<u>該当したい場合</u>、当該補助金等交付の決定通知を受けた日から一年間、 政治活動に関する寄付をすることができないこととされています。

2017, 5.26 12:00 P. 1

8921392328

-5/42: 元副発